

アーツ前橋特別館長を募集します

令和5年4月1日採用予定のアーツ前橋特別館長を任命するにあたり、公正で透明な人事を確保する観点から、次のとおり公募による選考を実施します。

1 採用人員

1名

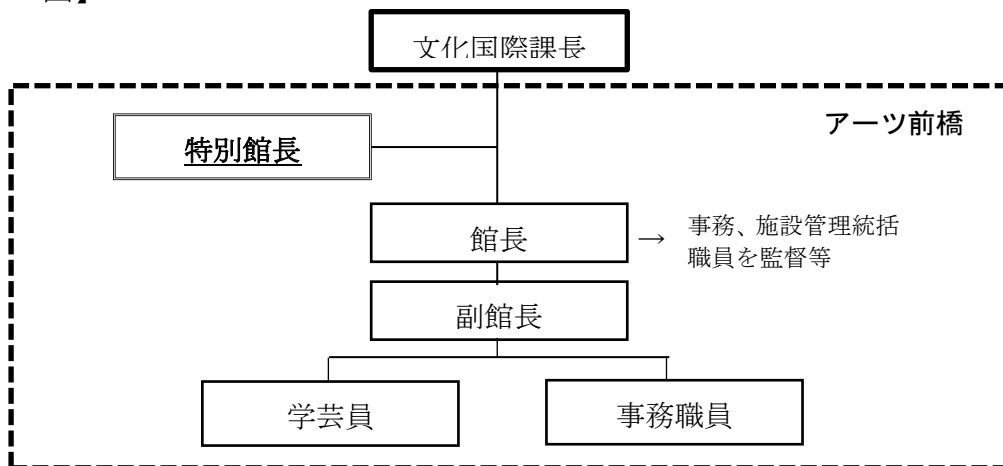
2 業務内容

「アーツ前橋あり方検討委員会」からの提言書（令和3年12月）を踏まえて、アーツ前橋において、学芸員に対する専門的な指導・助言を行いながら、美術品収蔵管理、展覧会、教育普及、アートプロジェクトなどを行います。

（参考）アーツ前橋あり方検討委員会 提言書・会議録

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/gyosei/4/12/arikata/>

【イメージ図】



3 任用形態

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職とします。なお、特別な場合を除き1週間あたり3日以上勤務することを原則といたします。

4 任用期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日（3年間）とし、勤務成績が良好な場合は更新することがあります。

5 報酬

月額554,000円を基準（最大、週5日勤務の場合）とし、勤務条件（勤務日数、時間）のほか、通勤や住居状況等を加味して採用時に決定いたします。

6 応募条件

以下の2つの条件両方に該当する人として募集します。

- ①美術に関する十分な知識を有し、学芸員もしくは館長・副館長として美術館に勤務した経験を有する人。
- ②博物館法（昭和26年法律第285号）第5条に規定する学芸員資格を有する人。

7 提出書類

(1) 応募申込書（履歴書・職務内容書）

所定の申込用紙に必要事項を記入し、6か月以内に撮影した写真を貼付。

(2) 応募理由書

今回の公募に応募する動機・理由のほか、特別館長に就任した際、任期内に何を行いたいのか2,000字以内で具体的に記述してください。

用紙は公募案内添付のA4縦原稿用紙5枚(400字/枚)以内に横書きで記載するか、パソコン原稿の場合は、A4縦の用紙を用い1枚につき20字×20行(横書き1文字14ポイント程度)で記載してください。

8 書類提出の方法及び締切日

- ・書類提出は郵送のみ（持参不可。簡易書留）
- ・受付期間：令和4年9月30日（金）まで（当日消印有効）

9 書類郵送先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12-1

前橋市役所 文化スポーツ観光部文化国際課 宛

※封筒の表面に「応募申込」と朱書き明記してください。

※上記7の提出書類を、簡易書留にて郵送してください。

※応募に際して取得した個人情報、選考事務以外には使用しません。

※提出書類については返却しません。

10 選考方法

外部有識者を含めた選考委員会により、次のとおり選考します。

- (1) 1次選考（申込書での経歴・実績等の審査並びに志望理由による書類審査）
- (2) 2次選考（1次選考通過者を対象とした個別面接審査）

11 選考結果の発表

- (1) 1次選考（書類審査）の結果は、令和4年10月下旬（予定）に文書で通知します。

- (2) 2次選考（面接審査）は、令和4年11月中旬頃に実施する予定です。

※面接審査に必要な交通費等は各自の負担になります。

※2次選考当日は、受付時間内に選考会場へお越してください。

正当な理由のない遅刻者は選考審査に参加できません。

- (3) 2次選考の結果は、令和4年11月下旬頃（予定）に文書で通知します。

※選考結果の発表日は状況により変更する場合があります

担 当 文化国際課

電 話 027-898-6522